

## 令和7年度 足柄上地域 集団指導講習会

### ○事業所からの質問とりまとめ

No.	所在市町名	質問項目	質問内容	回答
1	南足柄市	居宅サービス計画書 軽微な変更について	該当事例として、「サービス提供の曜日変更」は「臨時的一時的なもの」と限定されていてる。 状態像に変化が無いのであれば、その限定を外し「单なる曜日変更」で良しとしていただけないか？	ケアプランの軽微な変更については、厚生労働省が示す取り扱いと同様としています。
2	松田町	集団指導講習会居宅介護支援 8 ページ	契約時の説明等で「利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる」について、重要事項説明書に記載しており、利用者に説明はしているが、改めて、「利用者様に複数の事業所の紹介を求めることができる旨をご説明し、ご同意をえた」ということを支援経過記録に残すべきでしょうか？「重要事項説明書をご説明し、ご同意をえた」でこと足りるのでしょうか？	重要事項説明書を説明し同意を得たうえで、交付の記録を残しておく必要があります。
3	松田町	集団指導講習会居宅介護支援 11 ページ	④身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録について、動画のナレーターの方が「同意は必須ではない」と言われたが「同意」とは「同意書」のことでしょうか？また「居宅サービス計画書」に位置付けると言っていたが、どういう意味かわかりません。身体的拘束や利用者の行動制限の内容をわざわざ居宅サービス計画書に記載するという意味なのでしょうか？	身体的拘束等を行う場合、十分なアセスメントを実施したうえで、多職種による担当者会議を開催し、家族へ説明し文書により同意を得る必要があります。支援経過に詳細を記録してください。 身体的拘束等を行う場合は、やむを得ない理由や期間、方法、時間、場所、利用者の心身の状況などを明記する必要があります。
4	松田町	集団指導講習会共通事項	高齢者虐待相談・通報窓口の中に養護者・施設と記載してあるが施設の中に居宅介護支援事業所も含まれますか？また、居宅介護支援事業所の重要事項説明書の中に高齢者虐待相談窓口の各市町村の連絡先も記載したほうがいいでしょうか？	含まれるかは状況によりますので、各市町村にお問い合わせください。虐待防止に関する担当者の名前を記載すれば、各市町村の連絡先の記載はなくてもかまいません。
5	松田町	集団指導講習会共通事項	業務継続計画（B C P）においても、重要事項説明書に記載があったほうがいいでしょうか？	重要事項説明書への記載義務はありませんが、運営規程に記載が義務付けられている項目において、「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」として必要と判断される場合は、重要事項説明書に記載してください。
6	大井町	『契約書』について	居宅介護支援の契約書では、押印が必要か？	契約書には介護保険上の規程はありませんので、法人や事業者で取扱いを定めてください。 契約した記録は残してください。
7	開成町	重要事項説明書に記載する第三者評価の実施状況の記載について	第三者評価の実施状況の記載については、どのように記載すればよいのか。 記載の文例を知りたい。	第三者評価実施の有無や実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況を記載していれば問題ありません。
8	開成町	入院時情報連携加算について	入院時情報連携加算について、F A Xや郵送で情報提供を行った場合、送付書や送信した記録だけでなく、相手方が受領した確認も記録に残す必要があるのか。 郵便での発送を求められた場合、F A X等の送付によりすぐに相手方の到着が確認できない場合は加算は付けられないのか。	F A Xやメール、郵送で情報提供を行った場合は、受け取ったことを確認し、記録しなければ算定できません。
9	山北町	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について	発生時の対応の訓練（シミュレーション）の具体的な方法について知りたいです。机上訓練（事例検討方式）でも構いませんか。	机上を含めて実施方法は問いませんが、机上及び実地で行う訓練を適切に組み合わせながら実施する必要があります。 訓練は、感染症発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき実施するものです。